

はしがき

会社分割制度は平成12年商法改正によって導入されたが、平成17年会社法制定以降、分割会社の残存債権者を害するいわゆる詐害的（濫用的）会社分割が頻繁に行われていた。残存債権者保護に関しては、判例上の保護類型が確立し、平成26年改正会社法においても立法的解決がなされ、今日では詐害的会社分割の件数は減少しているといわれている。

詐害的会社分割に関する研究に取り組み始めたのは、筆者が東北大学大学院法学研究科後期課程の在籍期間中、最後の1年である平成23年頃からであった。そして、平成24年に大分大学経済学部へ赴任する機会を得て研究を続行し、これまでの成果をまとめたのが本書である（本文中、ドイツの詐害性、商号続用責任規定、組織再編に係る決議の効力を争う訴えに関する記述については、それぞれ拙稿「ドイツ法における『詐害』の意義—組織再編法の検討」経済論集68巻1・2合併号（2016年）25頁以下、同「事業譲渡における債権者保護—商号続用規定の検討」経済論集69巻1・2合併号（2017年）33頁以下、同「組織再編に関する決議の効力を争う訴え」早川勝＝正井章彦＝高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』（2016年、中央経済社）448頁以下、の内容を踏まえ、発展させている）。

研究期間中、平成24年最高裁判例が示され、平成26年の会社法改正があり、そして債権法改正の議論が進み、平成29年の民法改正へと続いていた。そのようななかで、詐害的会社分割についてはすでに多くの優れた先行研究が公表され、議論が尽くされていたように思われる。しかし、筆者としては、依然として、詐害的会社分割における詐害性とは何かという疑問が漠然と残っていた。

詐害的会社分割における詐害性は、会社法、民法および破産法に交錯している。それゆえ、詐害性の意義を考察するには、それらの関係性から検討しなければならない。ドイツでは、組織再編法がわが国の物的分割に対応する会社分割を規定し、残存債権者の保護規定を有している。倒産法はわが国の破産法の

母法であり、債権者取消権法上の取消権はわが国の詐害行為取消権と対応しており、なおかつ倒産法と債権者取消権法が起源を同じくしている。そこで、この検討課題について、ドイツ法を比較対象として示唆を得ることとした。

本書の結論は、詐害性は、債権者平等を基軸として偏頗性から判断すること、しかし、債権者平等を害しているということだけではなく、付加的考慮要素として債務者の行為態様等を含めて判断されるということである。

ドイツの組織再編法および倒産法は、事業継続や事業再生を重視して構成されており、筆者は、そのことが上記の付加的考慮要素の範囲を広くするのではないかと考えているところである。わが国において、会社分割や事業譲渡が事業再生スキームの一環として利用されていることからすれば、上記の判断基準は、わが国の参考になりうると考えられる。

筆者が本書をまとめることができたのは、これまでの研究生活において多くの先生方から賜ったご指導によるものである。とりわけ、指導教授であった吉原和志先生には、東北大学大学院法学研究科後期課程に進学してから現在に至るまで、温かく、かつ厳しくご指導を頂いている。吉原先生には、筆者の至らなさを、向こう見ずな研究内容について、随分ご迷惑をおかけしてしまったことを申し訳なく思うとともに、筆者を受け入れてくださったことが現在の研究生活につながっていることに、心から感謝を申し上げたい。大阪市立大学の高橋英治先生には、日頃からドイツ法のご教示を賜るとともに、本書の執筆のきっかけを頂いた。そして、関西学院大学大学院法学研究科でご指導頂いた先生方、一時、事務職員として勤務させて頂いた法律事務所の先生方、東北大学商法研究会および九州大学産業法研究会においてご指導頂いた先生方、筆者と同時期に大学院に所属されていた皆様、この全ての方々との関わりが、筆者の現在の研究へと繋がっていることに感謝したい。そして、大分大学経済学部には、この上ない研究・教育環境を与えて頂いていること、本書の刊行にあたって、学術図書刊行助成を得ることとなっており、感謝したい。同僚の先生方にも、筆者の研究の話を辛抱強く聞いて頂いたり、日々の会話から知的刺激を頂いている。最後に、筆者を見守ってくれている家族にも心から感謝したい。

本書を刊行するにあたって、法律文化社の梶原有美子氏、同社の皆様には出

はしがき

版計画段階から多大なご配慮を頂き、読みにくい原稿に目を通して頂いたことに、心からお礼申し上げます。

〔追記〕

本研究は、JSPS科研費、JP17K03469の助成を受けたものである。

2018年9月

牧 真理子